



は し が き

このたびは、会社設立おめでとうございます。

貴社のこれからの限りないご発展とご活躍を期待いたします。

さて、会社を経営していくうえでは、得意先の拡大、労務対策、金融対策など、いろいろなご苦労が多いことと思われそうですが、「税金」の問題も重要な仕事の一つであります。

法人税、源泉所得税、消費税等さまざまな税金が会社に関係してくるわけですが、適正な納税は、対外的な信用を高めるだけではなく、会社の経営強化にもつながることとなります。

そこで、この小冊子では新たに会社を設立した社長さんを念頭におき、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明いたしました。

具体的な税法の内容や税務処理の手続きなどにつきましては、法人会の説明会などで十分勉強していただき、適正な申告と納税を率先して実行されるよう期待してやみません。

なお、本書の発行にあたっては、税理士の橋本満男先生にご執筆、ご協力いただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

※ 本書は令和7年6月1日時点における法令等に基づき作成されています。

目次

1	会社のスタートはまず届出書の提出から	4
2	青色申告法人になって税の特典を受けよう	5
3	会社にかかる税金	6
4	確定申告書の提出及び納付はいつまで	7
5	決算利益と所得金額との関係	8
6	収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある	9
7	売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO	10
8	中小法人のさまざまな優遇制度	11
9	役員給与には損金になるものとならないものがある	13
10	減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する	15
11	減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある	17
12	少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能	18
13	中小法人の交際費は年800万円まで損金算入可能	20
14	売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）	22
15	金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金）	23
16	法人税・加算税などの税金は損金とならない	25
17	源泉徴収した所得税は預り金	26
18	課税されない現物給与	27
19	消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある	28
20	消費税の軽減税率制度と区分経理	30

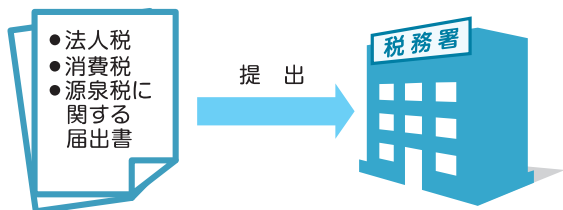


会社のスタートは まず届出書の提出から

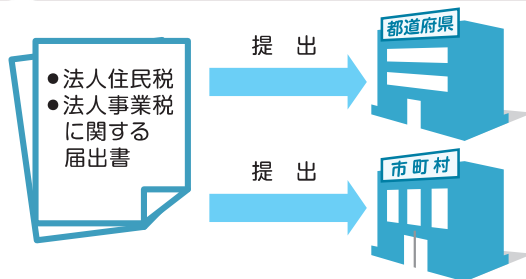
法人税・消費税・事業税など国税・地方税に関する各種の届出書・申請書を、税務署などに提出する必要があります。

また、提出することにより税の特典を受けられるものがあります。

1 国税に関する届出書



2 地方税に関する届出書



3 届出書類

(1) 税務署への提出書類

提出書類	提出期限
① 法人設立届出書	設立の日以後2月以内
② 棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限
③ 減価償却資産の償却方法の届出書	同上
④ 給与支払事務所等の開設届出書	事務所開設の日から1月以内
⑤ 青色申告の承認申請書	設立の日以後3月経過日と設立第1期の終了日とのいずれか早い日の前日

法人設立届出書は都道府県・市町村にも提出する必要があります（登記事項証明書等の添付が必要です）。
なお、提出期限は地域により異なります。

(2) 消費税の特例を受けたいときに提出する書類

提出書類	提出期限
① 簡易課税制度選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日（注1）
② 課税事業者選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日（注1）
③ 課税期間特例選択届出書	短縮にかかる課税期間の初日の前日（注2）
④ 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	随時（注3）

（注1）設立第1期分については、課税期間の末日までに提出します。
（注2）届出により、課税期間を3月または1月ごとの期間とする特例が設けられています。
（注3）所轄税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

(3) 労働保険や厚生年金等、労務関係の届出書類

届出先	提出書類	提出期限
① 年金事務所 〈健康保険・厚生年金保険〉	新規適用届	事業開始後5日以内 （法人（商業）登記簿謄本を添付）
② 労働基準監督署 〈労災保険〉	●適用事業報告 ●労働保険関係成立届 ●就業規則の届出 （従業員10名以上の場合）	●事業所開設後遅滞なく ●従業員採用日の翌日から10日以内 ●就業規則作成後遅滞なく
③ 公共職業安定所 （ハローワーク） 〈雇用保険〉	適用事業所設置及び被保険者資格取得届	労働保険関係成立届が受理された後すぐ

クローズアップ

【社会保障・ 税番号（マイナンバー）制度】

平成27年10月5日から、個人には12桁の個人番号（マイナンバー）が、法人には13桁の法人番号が通知され、平成28年1月1日から利用が開始されています。

法人が提出する税や社会保障に関する書類にも、番号の記載が必要になっています。また、従業員などからマイナンバーの提供を受け、適切に管理することが求められていますので、留意する必要があります。